

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（国税10）（法人税：義）（地方税8）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<p>【省エネ改修促進のための税制措置】</p> <p>省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積 2,000 m²以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。</p>
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>省エネ化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からの CO2 排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1－2 国内における温室効果ガスの排出抑制
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>省エネによる既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からの CO2 排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。</p>	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準（「日本再興戦略」） <p>今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>仮に本特例措置の新設が認められない場合、CO2排出削減が進まず、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、省エネ性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成に資する。</p> <p>また、本特例措置により改修投資が促進されるため、CO2の排出削減、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。</p>	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例は、省エネ化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—